

参考資料4

自動車リサイクル専門委員会の審議状況について

- 平成13年4月、使用済自動車の適正処理及びリサイクルを確保するためのシステムについて専門的な見地から調査・検討いただくため、自動車リサイクル専門委員会（座長：永田勝也 早稲田大学教授）を設置。
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、自動車リサイクル法）附則第13条に基づき、法施行（平成17年2月1日）後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。
- このため、平成20年7月から経済産業省の産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWGとの合同会議により、自動車リサイクル法の施行状況等について検討を開始し、平成22年1月、「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（以下、報告書）を取りまとめた。
- 報告書の提言を受け、平成22年7月より産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会議ワーキンググループで議論を開始し、平成23年2月に「使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書」が取りまとめられた。なお、この他の提言についても、関係機関、関係事業者と連携を図り、順次その実現に向けて対応している。

〈審議状況等〉

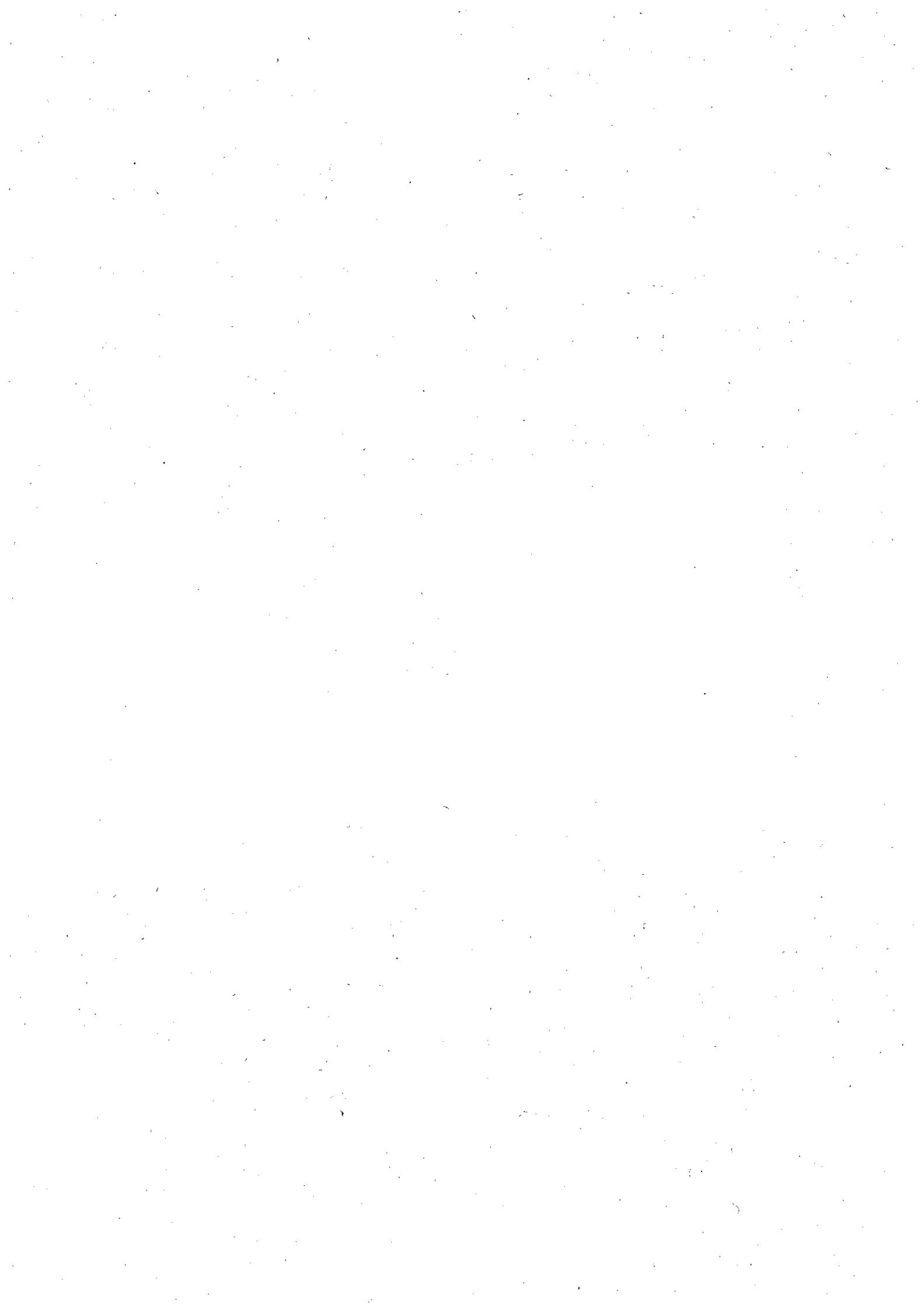
第12回合同会議（平成20年7月11日）～ 第27回合同会議（平成21年10月23日）
自動車リサイクル制度の評価・検討について

第28回合同会議 平成22年8月6日

使用済自動車判別ガイドラインワーキンググループ合同会議について等

第29回合同会議 平成23年8月23日

車載用のリチウムイオン電池等の取扱い及び輸出取戻しに係る手続きの円滑化等について等



車載用のリチウムイオン電池等の取扱い及び
輸出取戻しに係る手続きの円滑化等について

平成 23 年 8 月 23 日
経済産業省製造産業局自動車課
環境省企画課自動車リサイクル室

1. 概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号。以下「法」という。）に基づき、使用済自動車の適正処理における安全性を確保するため、また中古車輸出に係るリサイクル料金返還手続きの円滑化等を図るため、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成 14 年経済産業省・環境省令第 7 号。以下「省令」という。）の改正を行う。

2. 車載用のリチウムイオン電池等の取扱いについて

(1) 現行制度概要

解体業者が使用済自動車の解体を行うときは、当該使用済自動車から有用な部品を分離して利用できる状態にすることその他の当該使用済自動車の再資源化を行わなければならないとされている（法第 16 条第 1 項）。

この解体工程における再資源化に関する基準の一つとして、事前回収物品（鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯）を回収し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再資源化を自ら行うか、又は当該再資源化を業として行うことができるものに引き渡すこと、と規定している（省令第 9 条第 1 項第 2 号）。

(2) 改正案の内容

事前回収物品に、リチウムイオン電池及びニッケル水素電池を追加する。

(3) 改正理由

事前回収物品は、解体工程で回収を行うことが資源の有効利用に資することに加え、解体工程で回収しなければ、その後の破碎工程での再資源化が困難であるだけではなく、ASR（自動車破碎残さ）の量を増加させ、また、これが ASR の中に混入した場合に ASR のリサイクルが困難なものとなるため、解体工程での回収を義務づけている。

リチウムイオン電池を搭載したハイブリッド自動車や電気自動車については、近年になって市販が開始されたため、今後使用済自動車の発生量の増大が見込まれるが、リチウムイオン電池は可燃性の電解液を使用しており、破碎時に破裂・発火の危険性があるため、破碎前に取り外す必要がある。

(3) 改正理由

① 航空機による運送の契約に関する書類の追加について

輸出取戻しは、主として船舶による運送を想定して制度を構築していたため、船舶に関する書類のみを必要な添付書類として規定していた。しかし、海外の自動車メーカーが日本国内で新車のテスト走行を実施する事例など、航空機輸送により輸出入を行う場合がある。制度の趣旨にかんがみれば、輸出の手段によって輸出取戻しを認めるか否かを区別する蓋然性は存在しないことから、航空機輸送の場合も輸出取戻しを認めるべきである。

このため、航空機輸送における運送契約に関する書類として、航空輸送状等の航空機による運送の契約に関する書類を追加する。

② 登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書の写しの追加について

現行省令では、当該自動車を輸出しようとした時点の所有者が確認できる書類として、輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書を規定している。しかし、これらは通関時の確認書類として用いるものであるため、輸出後には手続き上の必要性がないことから再発行されず、書類を紛失した場合には輸出取戻しが不可能であった。

のことから、自動車輸出時の所有者が確認できる書類であり、かつ紛失時に再発行が可能な書類である登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書（輸出が予定されている旨、又は輸出された旨が記載されたものに限る）を追加する。これは、東日本大震災に被災したため輸出抹消仮登録証明書等を紛失した者への救済措置にも資すると考えられる。

また、ニッケル水素電池を搭載したハイブリッド自動車は既に10年以上前から普及しているが、現状ではニッケル水素電池が有価で取引されているため解体工程における回収がなされているものの、アルカリ性の電解液を使用しており破碎時の作業安全上の危険性を否定できないため、リチウムイオン電池と併せて確実な回収を制度上明確化する必要がある。

こうしたことから、鉛蓄電池と同様に、車載用のリチウムイオン電池及びニッケル水素電池を事前回収物品に追加する。

(4) 備考

車載用リチウムイオン電池は、電池パックの状態で充放電等の制御管理を行っており、その状態において安全性が保たれているものであるが、電池パックの分解等を行った場合には適切な保護制御が行われず、危険が生じるおそれがあるため、取り外し後も適切な取扱いが行われるようにすべきである。

既に市販されている電気自動車等については、販売元である自動車メーカーにより電池回収スキームが準備されているところであるが、電気自動車の普及の状況等を踏まえ、今後とも使用済リチウムイオン電池の確実な再資源化がなされるよう、リサイクル等のあり方について引き続き検討を行っていく必要がある。

3. 輸出取戻しに係る手続きの円滑化等について

(1) 現行制度概要

自動車が国内で使用済みとならず中古車として輸出された場合には、所有者は自動車リサイクル料金を取り戻すことができる（法第78条第1項。以下「輸出取戻し」という。）。

その申請に際して添付を要する書類は、

- 一 輸出許可証の写し
 - 二 船荷証券又は船舶による運送契約に関する書類の写し
 - 三 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の写し
- と定めている（省令第76条第2項）。

(2) 改正案の内容

輸出取戻し手続きの円滑化等を図るため、「航空機による運送の契約に関する書類」及び「登録事項等証明書又は検査記録事項等証明書の写し」も、輸出の事実を証明する書類として認める。

